

議案第 5 1 号

愛西市役所支所及び出張所設置条例の一部改正について

愛西市役所支所及び出張所設置条例（平成 1 7 年愛西市条例第 6 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、総合支所及び出張所を廃止するため必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

愛西市役所支所及び出張所設置条例（平成17年愛西市条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛西市役所支所設置条例

第1条中「及び出張所」を削る。

第2条中「及び出張所」を削り、同条の表愛西市役所佐屋総合支所の項を削り、同表愛西市役所立田総合支所の項中「立田総合支所」を「立田支所」に改め、同表愛西市役所八開総合支所の項中「八開総合支所」を「八開支所」に改め、同表愛西市役所佐織総合支所の項中「佐織総合支所」を「佐織支所」に改め、同表愛西市役所市江出張所の項及び愛西市役所永和出張所の項を削る。

第3条中「及び出張所」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、題名、第1条、第2条、同条の表愛西市役所永和出張所の項及び第3条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。